

令和7年度第1回さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和7年7月10日（木） 15時00分～16時21分
- 2 会 場 さいたま市浦和斎場 第1待合室
- 3 出席者 （委 員） 水谷委員長、高重委員、武田委員、藤田委員、小島委員、
西田委員、齋藤委員
（所管課） 生活衛生課
（事務局） 保健衛生総務課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果
選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
浦和斎場	1	保健衛生施設	非公募	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的知識があり、客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員が選任された。委員長職務代理者には、財務諸表に精通し、同じく客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員長から高重委員が指名された。

(2) 浦和斎場

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市桜区大字下大久保1523番地1

- ・規模
 - (本館) 延床面積 3,090.55 m²
鉄筋コンクリート造 地上2階
昭和55年12月建築
 - (第2葬祭場) 延床面積 569.09 m²
鉄筋コンクリート造 地上2階
平成2年3月建築
 - (第3葬祭場) 延床面積 547.10 m²
鉄筋コンクリート造 地上2階
平成9年2月建築
- ・主な施設
 - (本館) 火葬炉、汚物炉、告別ホール、炉前ホール、
霊安室、焼香ホール、収骨室、待合室、
 - (第2葬祭場) 葬祭場、待合室、僧侶控室
 - (第3葬祭場) 葬祭場、遺族通夜室、待合室、僧侶控室
 - (その他) 駐車場
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設管理に関する業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

④ 募集方法

非公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で1,136,495千円

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること。
- ・葬祭場及び火葬場の管理運営業務を5年以上継続して行なっていること。
- ・正規社員に火葬技術管理士1級の資格を有する者が存すること。
- ・施設所在地の地元住民、自治会等との円滑な協力関係を構築しており、毎年、管理運営業務外での地元及び自治会との交流実績があること。

⑦ 評価項目

施設の特性を踏まえ、施設の設置目的の達成に向けた取組及び安定的な管理運営体制並びにそれらの具体的な方策に比重を置く。

【質疑等】

- Q 指定管理料について、施設管理費が令和8年度のみ高く、その後、下がっているが、その理由は。

A 令和8年度の施設管理費が高い理由は、機械警備の機器を導入するための初期費用が計上されているためである。機器の導入後は、施設管理費は一定となる。

Q 人件費の高騰について、人件費ベース単体のアップ率はどれくらいなのか。また、将来の増額は見越しているのか。

A 内閣府の将来の経済動向の試算によると、令和8年度から令和12年度は1%台の上昇で推移しており、それを見込んで人件費を試算している。

Q 国土交通省の設計に係る人件費は6%の上昇である。1%の上昇で問題ないのか。

A 令和6年度から令和8年度の間は3.75%上昇させている。その後は1%から1.7%の上昇率である。内閣府の試算にもいくつかパターンがあり、本案件の試算は体育館などの他の市内公共施設と同様に試算している。

Q 「⑥募集方法」の中で「迷惑施設」と記載があるが、行政がこのような言い方をしてよいのか。行政がこのような言い方をすると、影響が大きいと感じるため、言い方を変えることはできないのか。

A 言い換えを検討する。

Q 「募集要項」の「3 管理業務の範囲及び具体的内容 (3) 人員配置」について、この人員配置は1日当たりの配置なのか、それとも、本施設を運営する上での必要人員なのか。

A 施設を運営する上での必要人員である。

Q 配置が1名の場合、その人が休暇を取得する際、代替りの人は、どうするのか。

A 配置人員は、最低限の人数としているため、派遣職員やパート、業務委託等を駆使して代替職員も考えうる。常勤職員以外の採用については、指定管理者に任せる。

Q 指定管理者が行う自主事業は大切だと考えるが、自主事業としてこれまでどのようなことを行ってきたのか。

A 現指定管理者は、自主事業として売店を運営している。

Q 「申請資格要件」の(4)で「地元住民等との円滑な協力関係」、「自治会との交流実績」とあるが、自主事業として行うのか、又は、指定管理業務として行うのか。

A 現指定管理者は、自治会員として自治会費の支払いや、自治会イベントへの協賛等の交流を行っている。これは指定管理業務ではなく、収益の中で行っていただいている。

Q 「申請資格要件」の(4)について、非公募ではあるがここまで必要なのか。今後、状況が変わり、例えば公募になった際に、この資格要件を満たす業者がいるのか、この

資格要件は現指定管理者ありきになってしまっていて、後々問題になってしまわないか、懸念される。

A 例えば近所の納骨堂で浦和斎場の職員を雇うなどの交流や、葬祭業者が将来を見据えて事業所を構えて、地元根付くことなども考えられる。誰もやっていないためハードルは高く感じるが、不可能ではないと考える。地元住民に反対されると火葬場の運営が極端に難しくなるため、「申請資格要件」の（４）は重要と考える。

Q 申請資格要件や指定管理料等は、現指定管理者にヒアリングをしたものなのか。現指定管理者は、現在の環境に満足して働いているのか、今後もやっていきたいと思える体制を築けているのか、火葬の技術を受け継いでいるのか、それらの意見が反映されているものなのか。

A 仕様書はこちらが作成しているものであるため、現指定管理者の意見を全て反映することは難しいが、浦和斎場の安定運営が最大の目標であるため、例えば、16時火葬がこの体制であれば通年で実施できるか等、現指定管理者とも調整した上で作成している。

Q 周辺住民等とのトラブルや、職員の不祥事などはないのか、非公募で行うことに対して、第三者から見た際に心配なことはないか。

A 将来的にないとは言い切れないが、平成28年度から指定管理者制度を導入し、現在2期目の現指定管理者にトラブルや不祥事はなく、また、市として現指定管理者に対する不満などの指摘事項はない。

Q 「選定基準」について、業者が一者なので、どのように採点すべきなのか。減点方式なのか、標準を決めて加点すべきなのか、比較対象がないので難しい。

A 2回目の委員会において、実際に採点する際の基準について、説明する。

【結果】

次の修正を加えた上で、さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

<修正部分>

- ①「迷惑施設」との表記が散見されるが、より相応しい表現に見直すこと。
- ②申請資格要件の（４）については、地元住民、自治会等との円滑な協力関係の構築や交流の実績までを求めるのではなく、その具体的可能性が疎明できれば足りるような要件に緩和すること。

以 上